

令和8年第8回我孫子市農業委員会総会会議録

1. 日 時 場 所

令和8年8月6日（木）午後2時00分

我孫子市手賀沼親水広場水の館3階研修室

2. 委員の現在数

10名

3. 出 席 委 員

1番 中 野 栄

2番 根 本 博

3番 三 須 清 一

4番 正 木 善 昭

5番 大 井 栄 一

6番 森 茂

7番 森 田 修

9番 大 炊 三枝子

4. 欠 席 委 員

8番 川 村 泉 治

10番 染 谷 智 毅

5. 出席事務局職員

局 長 大 井 一 郎

次 長 鈴 木 光 一

主 任 増 田 康 大

主 任 片 桐 圭 悟

6. 会議に付した議案等

審議事項

議案第1号 農地法第3条について

議案第 2 号 農地法第 5 条について

議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）について

議案第 4 号 非農地判断について

報告事項

報告第 1 号 農地法第 4 条（届出）について

報告第 2 号 農地法第 5 条（届出）について

報告第 3 号 農地法第 3 条の 3（相続等による権利移動）について

三須清一会長 ただいまから令和８年第８回我孫子市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、委員８名の出席をいただいておりますので、会議規則第８条により、会議は成立しております。

はじめに、会議録署名委員の指名を行います。

会議規則第１８条第２項の規定により、

５番 大井 栄一委員

６番 森 茂委員にお願いいたします。

次に、本日の書記には、事務局職員の増田主任を指名します。

本日の議案について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案書の目次をお開きください。

本日、ご審議いただく案件は、議案第１号から議案第４号までの合計４議案についてです。

議案第１号「農地法第３条について」１件、

議案第２号「農地法第５条について」２件、

議案第３号「農用地利用集積等促進計画の公告について」（一括契約）８件、

議案第４号「非農地判断について」１件です。

以上で議案についての説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

三須清一会長 以上で、議案についての説明は終わりました。

これより、議事に入ります。

議案第１号「農地法第３条について」審議したいと思います。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の１ページをお開きください。

議案第１号、農地法第３条について、次のとおり、許可申請があったので審

議を求める。

提出日 令和8年8月6日 我孫子市農業委員会会長三須清一

それでは議案の説明をいたします。

議案資料も 1 ページからとなります。

議案第 1 号の申請地は、〇〇〇〇字〇〇〇地先の畑 4 筆、合計面積は 1,237 平方メートルの所有権を移転するものです。

所在地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の南東側約 400 メートルに位置しています。

位置図は、議案資料の3ページをご覧ください。

受人は〇〇〇〇〇〇の農業者で、渡人は〇〇〇〇〇〇〇〇〇の方です。

農業経営規模を拡大するため、所有権を移転するものです。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、大井第2調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

大井栄一第2調査会長 議案第1号について、調査結果を報告します。

第2調査会で受人及び代理人立会いの下、現地調査を行い審議しました。

受人の経営耕地面積は、自作地のみ約 0.75 ヘクタールで、農業従事日数は本人が年間 200 日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

経営農地は全て効率的に耕作をしていて、常時従事要件を満たしていることから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、第2調査会では全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより、議案第 1 号「農地法第 3 条について」質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。許可することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第 1 号については原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第 2 号「農地法第 5 条について」審議したいと思います。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の 2 ページをお開きください。

議案第 2 号、農地法第 5 条について、次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

提出日 令和 8 年 8 月 6 日 我孫子市農業委員会会長三須清一

それでは、議案の説明をいたします。

議案資料は 7 ページからとなります。

議案第 2 号、整理番号 1 番の申請地は、〇〇字〇〇〇〇地先の地目畑 3 筆、合計面積は 1,922 平方メートルの所有権を移転するものです。

転用目的は、車両置場になります。

所在地は、〇〇〇〇〇〇〇の北西側約 400 メートルに位置しています。

位置図は、議案資料の 8 ページをご覧ください。

受人は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の方で、渡人は〇〇〇〇〇〇〇〇〇の方他 1 名です。

土地造成については、全面砂利敷きで農地との境界にはブロック積 3 段を設置し、切土や盛土は行いません。

雨水は敷地内に自然浸透させます。

隣接農地所有者には、当該事業計画書の内容を説明をした際、碎石が流出しないようブロックを積んでほしい旨、要望があったため、そのように対応します。

事業に係る経費は土地代を含む〇円で、全額自己資金で賄う計画で、金融機関の残高証明書で確認しています。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、大井第 2 調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

大井栄一第 2 調査会長 議案第 2 号、整理番号 1 番について、調査結果を報告します。

第 2 調査会で代理人立会いの下、現地調査を行い審議しました。

当該地は、障害物もなく平坦地であることから埋め立ても必要ないため、車両置場として適しています。

現地調査では、土地造成については、全面砂利敷きで農地との境界にはブロック積 3 段を設置し、切土や盛土は行わず、雨水は敷地内に自然浸透させることで、隣接する農地にも影響がないことを確認してきました。

当該地についての現地調査での立地基準は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性が低い農地であることから、農地区分は第 2 種農地と判断しました。

農地法第 5 条の許可要件である立地基準や一般基準を満たしており、現地調査では、隣接土地所有者に支障ない旨確認されたことから、第 2 調査会では、全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより、議案第2号、整理番号1番「農地法第5条について」質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。許可することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号、整理番号1番については原案どおり許可することに決定いたしました。

引き続き、議案第2号、整理番号2番「農地法第5条について」審議したいと思います。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案の説明をいたします。

議案資料は44ページからとなります。

議案第2号、整理番号2番の「農地法第5条の規定による許可申請について」説明いたします。

申請地は、〇〇字〇〇地先の地目畑1筆、面積は674平方メートルの所有権の移転をするもので、太陽光発電施設の設置になります。

所在地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の北東側約250メートルに位置しています。

位置図は、議案資料の45ページをご覧ください。

受人は株式会社 ES-MIRAI で、渡人は〇〇の方です。

計画する太陽光発電施設は、パネル板 120 枚、パワーコンディショナー10 台を設置し、49.5 キロワットを発電するものです。

土地造成については、現状のままで利用できる状態のため、切土や盛土は行いません。

雨水は敷地内に自然浸透させ、設備周囲はフェンスで囲います。

隣接農地に対しては、土留め等により雨水、土砂が流出しないよう留意します。

また、令和 8 年 4 月 24 日に周知標識を設置しましたが、現在のところ意見や要望等はありません。

今後意見や問い合わせ等があった場合にも、真摯に対応します。

事業に係る経費は土地代を含めて〇円で、全額自己資金で賄う計画、金融機関の預金残高証明書で確認しています。

また、小売電気業者「株式会社エコスタイル」への売電は 20 年固定で 1 キロワット当たり税抜き〇円です。

電力会社の申し込みは済んでおり、経済産業省への登録も完了しています。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、大井第 2 調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

大井栄一第 2 調査会長 議案第 2 号、整理番号 2 番について、調査結果を報告します。

第 2 調査会で代理人立会いの下、現地調査を行い審議しました。

申請地は、太陽光発電施設を計画する要素である障害物もなく平坦地で道路に接しているため、設置が容易であり、埋め立ても必要ないことから太陽光発電事業用地として適しています。

当該地についての現地調査での立地基準は、農業公共投資の対象となってい

ない小集団の生産性が低い農地であることから、農地区分は第２種農地と判断しました。

農地法第５条の許可要件である立地基準や一般基準を満たしており、現地調査では、隣接土地所有者に支障ない旨確認されたことから、第２調査会では、全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより、議案第２号、整理番号２番「農地法第５条の規定による許可申請について」質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。許可することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

（挙手全員）

挙手全員と認め、議案第２号、整理番号２番については原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第３号「農用地利用集積等促進計画の公告（一括契約）について」審議します。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の３ページをお開きください。

議案第３号「農用地利用集積等促進計画の公告（一括契約）について」次のとおり、促進計画案について審議を求める。

提出日 令和8年8月6日 我孫子市農業委員会会長三須清一

それでは、議案の説明をします。

議案資料は56ページからとなります。

農用地利用集積等促進計画の公告（一括契約）は、8件です。

整理番号1番、賃貸借権を再設定する農地は、〇〇〇地先の地目畑2筆、合計面積は5,252平方メートルです。

受人は〇〇〇〇〇〇の農業者で、渡人は〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は全面積で〇円です。

整理番号2番、賃貸借権を再設定する農地は、〇〇〇地先の地目畑2筆、合計面積は5,908平方メートルです。

受人は〇〇〇〇〇〇の農業者で、渡人は〇〇の方です。

借受期間は5年間、借賃は全面積で〇円です。

整理番号3番、賃貸借権を再設定する農地は、〇〇字〇〇〇〇地先の地目田1筆、面積は952平方メートルです。

受人は株式会社山崎フロンティア農場で、渡人は〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ1等米〇キログラムです。

整理番号4番、賃貸借権を再設定する農地は、〇〇〇字〇〇地先の地目田10筆、合計面積は1,865平方メートルです。

受人は株式会社山崎フロンティア農場で、渡人は〇〇の方です。

借受期間は5年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ1等米〇キログラムです。

整理番号5番、賃貸借権を再設定する農地は、〇〇字〇〇〇地先の地目田2筆、合計面積は629平方メートルです。

受人は株式会社山崎フロンティア農場で、渡人は〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ1等米〇キログラムです。

整理番号6番、賃貸借権を再設定する農地は、〇〇字〇〇〇地先の地目田1

筆、〇〇字〇〇地先の地目田 1 筆、〇〇〇字〇〇〇地先の地目田 5 筆、合計面積は 7,863 平方メートルです。

受人は株式会社山崎フロンティア農場で、渡人は〇〇の方です。

借受期間は 10 年間、借賃は 10 アール当たりコシヒカリ 1 等米〇キログラムです。

整理番号 7 番、賃貸借権を再設定する農地は、〇〇〇地先の地目田 1 筆、面積は 1,000 平方メートルです。

受人は株式会社山崎フロンティア農場で、渡人は〇〇の方です。

借受期間は 10 年間、借賃は 10 アール当たりコシヒカリ 1 等米〇キログラムです。

整理番号 8 番、賃貸借権を再設定する農地は、〇〇〇字〇〇地先の地目畑 2 筆、合計面積は 5,348 平方メートルです。

受人は〇〇〇〇の農業者で、渡人は〇〇〇の方です。

借受期間は 10 年間、借賃は全面積でコマツナ〇円相当物納です。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、大井第 2 調査会長から議案第 3 号の調査結果についての報告をお願いします。

大井栄一第 2 調査会長 議案第 3 号について、調査結果を報告します。

整理番号 1 番、整理番号 2 番の受人の経営耕地面積は、借受地のみ約 3.26 ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間 300 日、妻が 50 日です。

トラクター、農用車、管理機を揃えています。

整理番号 3 番から整理番号 7 番の受人の経営耕地面積は、借受地を含め約 19.75 ヘクタールで、農業従事日数は、代表取締役が年間 280 日、取締役が 250 日と 200 日、社員が 250 日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

整理番号 8 番の受人の経営耕地面積は、借受地を含め約 1.14 ヘクタール

で、農業従事日数は、本人が 330 日、妻が 320 日です。

トラクター、管理機、農用車等を揃えています。

以上の内容を基に審議しましたところ、第 2 調査会では、受人の経営農地の効率的な利用及び常時従事要件など、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項 2 号、3 号の各要件を満たしていることから、計画案は適当と判断し、全員一致をもって「意見なし」との判断に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより、議案第 3 号「農用地利用集積等促進計画の公告（一括契約）について」質疑に入ります。

ご意見のある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。

農用地利用集積等促進計画の公告（一括契約）について、「意見なし」とすることに賛成の委員は、挙手をお願いします。

（挙手全員）

挙手全員と認め、原案どおり「意見なし」とすることとしました。

次に、議案第 4 号「非農地判断について」審議したいと思います。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の 9 ページをお開きください。

議案第 4 号「非農地判断について」次のとおり、農地法の規定に基づく許可

を要しない土地の証明願の申請があったので、審議を求める。

提出日 令和8年8月6日 我孫子市農業委員会会長三須清一

議案資料は、60 ページとなります。

議案第4号「非農地判断について」説明いたします。

位置図は、議案資料の61 ページになります。

申請地は、〇〇字〇〇〇〇地先の登記地目畑2筆、現況地目雑種地1筆、宅地1筆、合計面積1,054平方メートルです。

所在地は、〇〇〇〇〇〇〇の北西側約400メートルに位置しています。

平成26年2月に相続した当時から宅地と通路として利用され、現在も宅地として利用しており、農地に復元することが著しく困難なため「非農地」について審議するものです。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、大井第2調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

大井栄一第2調査会長 議案第4号について、調査結果を報告します。

第2調査会で代理人立会いの下、現地調査を行い審議しました。

当該地は、平成26年2月に相続した当時から宅地と通路として利用され、現在も宅地として利用しており、農地に復元することが著しく困難なことを確認しました。

第2調査会では、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、全員一致で非農地との結論に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより、議案第4号に対する質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより、採決します。決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第４号は原案どおり非農地として判断することとしました。

続いて報告事項に移ります。

事務局、報告をお願いします。

事務局 それでは、報告いたします。

報告は第１号から３号までの３件です。

報告第１号は「農地法第４条の規定による届出に対する専決処分について」で、３件受理しました。

届出事由は、駐車場は１件、貸家が１件、ゴミ収集場が１件です。

報告第２号は「農地法第５条の規定による届出に対する専決処分について」で、１１件受理しました。

届出事由は、駐車場が２件、ゴミ置場が１件、宅地分譲が１件、進入路が１件、住宅型有料老人ホームが１件、賃貸住宅が２件、住宅が２件、自己住宅が１件です。

報告第３号は「農地法第３条の３の規定による届出書について」で、３件受理しました。

届出事由は相続です。

以上です。

三須清一会長 報告第 1 号から 3 号について、何かご意見がありましたら、挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、報告事項に対する質疑を打ち切ります。

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了しました。

これをもちまして、令和 8 年第 8 回我孫子市農業委員会総会を閉会いたします。